

社会福祉法人緑の風福祉会

身体拘束等の適正化のための指針

I. 目指すべき目標・理念

- 私たちは「身体拘束等の原則禁止」を掲げます。
 - ・障がいを持つ方々の生きがいと安心、安全を提供するという使命感を常に自覚し、利用者に寄り添った支援をします。
 - ・身体拘束防止に関して次のような方針を定め、法人所属の全職員と共有し、徹底していきます。
 - ①身体拘束はあってはならないものです。
 - ②身体拘束防止に向けて常に努力していきます。
 - ③安易に「やむを得ない」身体拘束は行いません。
 - ④身体拘束を許容する考えはしません。
 - ⑤全員の強い意志で支援の本質を考えることにチャレンジしていきます。
 - ⑥身体拘束を行わないための創意工夫を忘れません。
 - ⑦利用者の人権を最優先に考慮します。
 - ⑧障がい者支援することに、誇りと自信を持って取り組みます。
 - ⑨身体拘束廃止に向けてありとあらゆる手段を講じます。
 - ⑩やむを得ない身体拘束を行った場合、利用者と家族に十分な説明を行います。
 - ⑪もし身体拘束をしてしまった場合、常に廃止する努力を怠らず、「身体拘束ゼロ」を目指します。

II. 身体拘束等の定義

- 「身体拘束等」とは、「他害等の行動がある」「事故の危険性がある」等の理由で、体全体、または一部を縛ったり、押さえつけたりして体の自由を奪うこと。また薬の不適切な使用で体の動きに制御かけること。等。
 - ・具体的には、次のような行為が該当します。
 - ①車いすやベッド等に縛りつける。
 - ②手指の機能を制限するため、ミトン型の手袋をつける。
 - ③行動を制限するために介護衣(つなぎ服)を着させる。
 - ④支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
 - ⑤行動を落ち着かせるため、向精神薬を過剰に服用させる。
 - ⑥自分の意志で開けることができない居室等に隔離する。 等々。

III. 身体拘束等の適正化のための体制

- 私たちは「虐待防止委員会 並び 身体拘束等適正化委員会」(以後、委員会)を設置し、日々の支援から身体拘束等の虐待がなくなるように努めます。
 - ・委員会は年1回以上の定期開催をする他に、必要に応じて招集をし、検討や協議をします。またその議事は記録、保存をするとともに、法人全職員に周知します。

- ・委員会は各事業所の管理者やサービス管理責任者、主任職員等で構成します。
また構成するメンバーから事務局を選び、委員会での決定事項を進めます。
- ・委員会及び虐待防止責任者(事業所管理者)は次のようなことを取り組みます。
 - ①虐待の未然防止のために就業規則及び虐待防止対応規程を確認し、必要に応じて見直しを進めます。
 - ②虐待や身体拘束等が発生してしまった場合、それを分析や検証し、再発防止策を講じたり、適切な手続きや方法で行われているかを確認します。
 - ③研修計画を作成し、それに沿った研修等を実施します。またその実施状況を確認します。
 - ④日常的な支援について、利用者の人権を尊重した適切な支援が行われているか確認をします。
 - ⑤虐待や身体拘束等の兆候がある場合には、慎重に調査し、検討及び対策を講じていきます。

IV. 身体拘束等の適正化のための研修

- 私たちは委員会で研修テーマや教材を決め、全体の取り組みとして研修を行います。
各事業所では年1回以上の研修計画を立て、研修等を実施します。
- 新規採用者については、入職時にも研修を実施します。この時にこの指針についても説明を行います。

V. やむを得ない身体拘束を行わざるを得ない場合の対応

- 私たちは「やむを得ない身体拘束」を行った場合、それが適当であったかを検証し、利用者及びご家族に説明をします。
 - ・そのために次のようなことをします。
 - ①「やむを得ない身体拘束」と思われる拘束を行った場合、3要件の確認を委員会等で行います。3要件とは次のとおりです。
 - (1)切迫性…利用者本人や他の利用者等に生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い状態にあったか。
 - (2)非代替性…身体拘束を行う以外に代替する方法がなかったか。
 - (3)一時性…身体拘束が一時的であったか。必要なくなった時すぐ解除したか。
 - ②「やむを得ない身体拘束」するかもしれないケースについて、3要件に合致するかを確認します。合致を確認し、実施する場合は、次の項目について具体的にご本人及びご家族等に説明をし、書面で確認を取ります。
 - (1)拘束が必要な理由。
 - (2)拘束方法(拘束場所やどの部分を拘束するか、等)
 - (3)拘束の時間及び時間帯
 - (4)特記すべき心身の状況。
 - (5)拘束開始日及び拘束解除の予定日(時期)
 - ③「やむを得ない身体拘束」と思われる拘束を行った場合、実施状況やそれに対しての利用者の

様子ならびに日々の様子の移り変わり等の記録をします。また日々の様子等から「やむを得ない拘束」をしないで済む支援を委員会や実践現場で探し、知恵を出し合い、「しない支援」の実施に向けて努力します。

VI. 指針の閲覧等

- 私たちは指針に則り、一人ひとりのその方らしい生き方の支援をすることを常に認識できるよう、各支援者や法人職員がこの指針を閲覧できるようにします。
また利用者の方々にも閲覧できるようにする他、法人ホームページにも掲載し、身体拘束等の禁止という目的を達成するように努めてまいります。

附則

この指針は、令和4年12月13日より実施する。